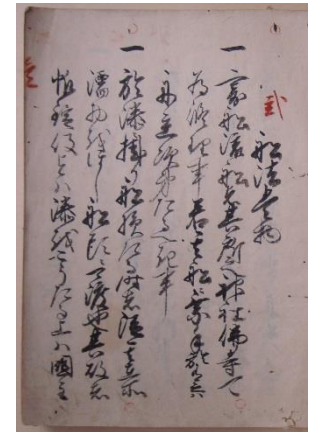


毛利家文庫 40 法令 135「諸御書付二十八冊」(29の17)



## 理を曲ぐる法はあれど 法を曲ぐる理あるべからず

### ～「廻船式目」～

「理をまぐる法はあれども、法をまぐる理あるべからず」（傍線部）と高らかに謳（うた）うこの史料は、16世紀ころに成文化したと考えられる「廻船式目」（船法巻物・廻船大法）の一節です。その文言の勢いにおされてか、毛利氏はこの法をそっくりそのまま自らの法令に取りこんでいます（展示資料1・2）。

廻船の契約規定や損害補償条項などを含むこの法は、全国で80以上のものが知られており、その文末には、ほぼ例外なく貞応2年（1223）の奥書をもちます。もとよりこの年号を信じることはできませんが、江戸時代には全国の主な廻船・海運業者は皆この法を大切に秘蔵してきたといえます（展示資料3・4）。あまり歴史学の研究対象にならなかったこの法も、実際の海の世界に深く根をはり、長い命脈を保っていたのです。

それにしても「理をまぐる……」の文句は強烈です。西洋には「悪法も法なり」と毒盃を傾けた哲学者がいましたが、人間の作った「法」が人間を支配してしまうというその「不思議」……。また、法が「秘蔵」されることによって威力を保つというのは、現在とは逆の、「古法は新法に優越する」という原則に基づいていると思われ、現在なお用いられる「先例」の効力の源泉を考えるヒントにもなるでしょう。

海の世界は、はるかな普遍性をもって我々の前に横たわっています。法と同じく、船もまた人間が作り、関係する人間の運命を直接左右する存在でした。

廻船式目はほぼ全国の主要な港に分布し、江戸時代末期まで、多少の変化はあるとしても、そのまま海の憲法のような意味、また海上紛争解決法の性格を持つものでした。

従来廻船式目は、貞応 2 年というその奥書から「偽書」としての扱いを受け、歴史学からの十分な分析がなされてきたとはいえません。「廻船式目は当時の廻船業者の海上における慣習を集積したもので、室町中期あるいは戦国期に成立したものである」といったこと以上の言及は避けられるのが常でした。

廻船式目が、その成立当時の海上慣習法を集めていることは間違いありません。しかしそれは、それらの海事慣習が編集されて文章になり、また同じ内容をもつ廻船式目が全国的に流布しているという事実は何ら説明を与えるものではありません。

この事実は、これら海の慣習法による調停機能をもつ組織の成立を暗示していますし、また、ある時期ある場所で成立した一つの廻船式目が全国的に広がっていったこと、逆にいえば廻船式目を受け入れる体制が全国的に成立していったことを示しています。その全国的な展開は東廻り・西廻り航路の開発以後の時期に求められるでしょうが、原型としての廻船式目の成立の背後には、後に全国的に展開するような海運の発達がすでにみられた地域があったとみていいでしょう。その成立の時期は、何年何月何日といった特定できる性格のものではありません。

以上のことから、この廻船式目の成立した背景にあった社会的な状況について、中世後期・戦国期の瀬戸内海における問（問丸）のネットワークの成立段階、すなわち港＝問（問丸）が海の秩序の保証者となっていった段階を想定することは、あながち不自然なことではありません。逆にいえば、そうでなければ廻船式目は機能し得なかったでしょう。そしてその内容は、たとえば近世の萩藩等において、廻船式目がそのまま藩の法令として流用されていることを思えば、慣習法として広く認知された、根強いものであったと考えられます。

## 【展示資料】

1	「諸御書付二十八冊」	毛利家文庫 40 法令 135 ( 29 の 17 )
2	「船法度三拾壹条」	旧藩別置 11 豊浦藩旧記 64 * 巻末に「元和五年(1619)二月日 大坂長良屋 玉井主水殿」とあります。
3	「船法度 全」	佐川家文書 ( 平生町 ) 1084 * 奥書に「嘉永五年(1852)子ノ正月吉日 岩国神代村行光太十恵安宣書之」とあります。
4	「船法議」	佐川家文書 ( 平生町 ) 626-3

\* 展示資料 3・4 は平生町佐郷島の庄屋・畔頭であり、九州諸藩の大名・幕府の使節・琉球使節・朝鮮通信使などの往来に際して船御用をつとめた佐川家に伝わったものです。

右三拾壹ヶ条之儀、貞応貳年未之  
 三月十六日二、兵庫之濟村新兵衛・  
 土佐浦戸篠原孫左衛門・薩摩  
 ほうの津飯田備前守  
 天下被召出、船之法御尋之時  
 申上、則御批判被成候者也、理をまくる  
 法八あれとも法をまくる理有へ  
 からず、此三拾壹ヶ条二引合、似たるを以  
 沙汰可仕者也

毛利家文庫 40 法令 135「諸御書付二十八冊」(29の17)

右三拾壹ヶ条之儀、貞応貳年未之  
 三月十六日二、兵庫之濟村新兵衛・  
 土佐浦戸篠原孫左衛門・薩摩  
 ほうの津（坊津）飯田備前守  
 天下被召出、船之法御尋之時  
 申上、則御批判被成候者也、理をまくる  
 法八あれとも法をまくる理有へ  
 からず、此三拾壹ヶ条二引合、似たるを以  
 沙汰可仕者也

【展示資料 1】「諸御書付二十八冊」

藩初以来の地方支配に関する御書付・沙汰書を集大成したもので、18 世紀半ばの成立。巻十六の冒頭に、三十一か条からなる承応二年船法巻物（廻船式目）を載せています。

毛利家文庫 40 法令 135 (29 の 17)

【展示資料 2】「船法度三拾壹条」

明治 14～16 年に布施幸佐・福田清三によって編纂された豊浦藩（萩藩の支藩）の法制・民政・産業・宗教等に関する史料集。第六十四冊に、同じく三十一か条からなる承応二年船法度（廻船式目）を載せています。奥書に「元和五年（1619）二月日 大坂長良屋 玉井主水殿」とあります。

旧藩別置 11 豊浦藩旧記 64

【展示資料 3】「船法度 全」

熊毛郡平生町佐郷島の庄屋・畔頭であり、九州諸藩の大名・幕府の使節・琉球使節・朝鮮通信使などの往来に際して船御用をつとめた佐川家に伝わった廻船式目。他と同じく三十一か条からなりますが、条文のみで、「理をまぐる法はあれど・・・云々」の記述はありません。奥書に「嘉永五年（1852）子ノ正月吉日 岩国神代村行光太十恵安宣書之」とあります。

佐川家文書（平生町）1084

【展示資料 4】「船法議」

同じく平生町佐郷島の佐川家に伝わった廻船式目。条数は確認できませんが、内容は他の廻船式目と同様です。巻末の 3 名の署名部分を展示しています。

佐川家文書（平生町）626-3